

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(教育課程)

【①-1】欧米水準の獣医学教育を実施するため、共同獣医学課程において、北海道大学、山口大学、鹿児島大学と連携し、臨床実習の充実等の教育カリキュラム改善を行うとともに、eラーニングコンテンツ共有システム・バーチャルスライドシステム等を利用した教育コンテンツを充実し、平成32年度に欧州獣医学教育認証を取得する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-1-1】平成29年度の欧州獣医学教育確立協会(EAEVE)による公式事前診断において指摘された、組織運営への学生・若手教員等の関与、動物福祉の向上、動物医療センターにおける専門医の育成等に取り組む。また、平成31年度に公式診断を受審するため、申請手続き等を行う。
- ・【①-1-2】北海道大学、山口大学、鹿児島大学と連携して、eラーニング教材、臨床手技・検査手技の動画、臨床症例写真等の教育コンテンツを充実するとともに、これらのコンテンツリストをホームページ等において公表し、他の獣医系大学に提供する。
- ・【①-1-3】カリキュラムや教育体制を改善するため、共同獣医学課程の学生及び獣医学教育に関わる全教員へ実施したアンケートやヒアリング内容の検証・分析を行い、シラバスを改訂する。

【①-2】学部学生の国際的視野を涵養するとともに、卒後の社会実践力を育成するため、分野横断的な学際教育プログラムを平成30年度までに新たに3プログラム設置する。

- ・【①-2-1】平成30年度入学者より3つの新たな学際教育プログラム(国際教育プログラム、大学院進学プログラム、動物医科学コース進学プログラム)を実施する。

【①-3】職業人として生きるために必要な力を育成するため、畜産学部アドバンス制教育課程の基盤教育において、社会貢献・ボランティア活動のカリキュラム化、TOEIC等の外部試験の導入等を実施するとともに、北海道地区の国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを活用して多様な基盤教育科目を開設する。

- ・【①-3-1】キャリア教育I、IIのシラバス、ルーブリック等を精査するとともに、平成29年度に実施したTOEIC-IPテストによる英語教育の効果を検証する。また、良質で安定した双方向遠隔授業を継続するため、関係機器を更新する。

【①-4】学部及び大学院教育の国際通用力を向上させるため、コーネル大学、ウィスコンシン大学との学術交流協定に基づき、招聘外国人研究者による講義、海外教育プログラムの導入等を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-4-1】コーネル大学、ウィスコンシン大学の教育プログラムに参加し、両大学との教員・学生交流を実施する。

【①-5】国際安全衛生基準の認証取得・維持を实践できる人材を育成するため、大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻において食品安全マネジメントシステム教育プログラムを実施し、平成30年度までに同専攻の50%以上の学生に専門家資格又は内部監査員資格を付与する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-5-1】平成30年度に畜産衛生学専攻博士前期課程を修了する学生について、HACCPシステム構築専門家資格を取得する学生比率50%以上を維持する。
- ・【①-5-2】大学院畜産学研究科において、「畜産衛生学位プログラム」を開始する。

【①-6】産業界等社会の要請に即した人材育成機能を強化するため、大学院畜産学研究科において企業の実務家教員等によるオーダーメイド型実務教育を推進し、同研究科所属学生が企業等との共同研究に基づく研究テーマを選択する比率を平成30年度までに全体の40%にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-6-1】大学院畜産学研究科の入学生全員に対して、企業等との共同研究を進める際に必要なリスクマネジメントに関する教育を行うとともに、旧課程も含めた修士課程及び博士前期課程において、企業等との共同研究等に基づく研究テーマを選択する学生比率40%以上を達成する。

【①-7】企業等と学生との関係を深化させて就職へと円滑につなげるため、大学院生の希望職種に係るインターンシップの期間を2倍以上に長期化（2～4週間）するとともに、平成30年度までにインターンシップ経験者の割合を大学院修了生全体の30%以上にする。

- ・【①-7-1】平成29年度に調査したインターンシップ受け入れ可能な企業等の情報を学生に公開するとともに、参加可能な学生をインターンシップ学生として派遣する。また、学生のインターンシップへの参加状況調査を実施し、平成30年度の大学院修了生のうち、インターンシップ経験者の割合を30%以上にする。

【①-8】高度な専門性を持つ人材に必要な高い倫理観、社会性、コミュニケーション能力を育成するため、大学院畜産学研究科において、平成28年度に研究倫理教育、情報リテラシー教育を導入し、その理解度・満足度調査を毎年度実施して教育内容・方法を改善する。

- ・【①-8-1】高度な専門性を持つ人材に必要な倫理観及び社会性を育成するため、eラーニング教材を用いた研究者倫理教育を大学院の入学生全員に対して行う。また、受講した学生の理解度・満足度を調査する。

（教育方法）

【②-1】学士課程における能動的学習（アクティブ・ラーニング）を推進するため、グループワーク、ディベート、ICTの活用等による双方向の授業を平成29年度までに実施するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修等により教員の授業内容に応じた双方向の授業を理解させる取組を推進し、双方向授業を取り入れた授業科目数を増加させる。

- ・【②-1-1】双方向授業の実施に関する検証結果を踏まえ、導入科目数増加のための課題等を整理し改善する。

【②-2】学生の主体的な学びを促進するため、科目番号制（ナンバリング）及び履修系統図を充実するとともに、平成29年度までに学修ポートフォリオを導入し、学生自身が学習プロセスを認識して学んでいる実態を確認し教育指導に活用する。

- ・【②-2-1】学修ポートフォリオを使用し、教育指導に活用する。

【②-3】国際化を推進するため、大学院畜産学研究科において、平成29年度までに全てのシラバスを英語化するとともに、平成31年度までに全ての授業科目を英語対応とする。

- ・【②-3-1】大学院畜産学研究科博士前期課程において、共通コア科目及び各コースの専門科目以外の英語対応状況を調査する。

(成績評価)

【③】 学生の学修成果を適切に測定・把握するため、平成29年度までにルーブリック等による成績評価方法を設定するとともに、学修行動調査、学修到達度調査（アセスメント・テスト）を実施する。

- ・【③-1-1】ルーブリック等による成績評価と学生のフィードバックを全科目において実施するとともに、平成29年度に実施したアセスメント・テストの結果を検証する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(教職員の配置)

【④】 国際通用力を持つ教育課程及び食の安全確保のための教育システムを構築するため、必要となる教職員及び実務家教員を雇用するための経費を学長裁量経費において確保し、欧米水準の獣医学教育、国際安全衛生基準の教育、獣医・農畜産融合の教育研究等の重点分野に配置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【④-1-1】学長裁量による人件費枠を拡充し、欧米水準の獣医学教育、国際安全衛生基準の教育、獣医・農畜産融合の教育研究等の重点分野に教職員を4名以上配置する。

(教育環境の整備)

【⑤-1】教育方法の改善を推進するため、平成31年度までに学生が主体的に学ぶためのICTを活用した学習支援システム及び双方向の授業を支援する設備を整備する。

- ・【⑤-1-1】ICTを活用した学習支援システムを全学的に拡充し、その利用促進のためにFD研修会を通じた教育支援を行う。

【⑤-2】国際基準の教育環境を構築するため、平成31年度までに原虫病研究センター、動物・食品検査診断センター、畜産フィールド科学センター等において、国際安全衛生基準を取得する。

- ・【⑤-2-1】原虫病研究センター及び動物・食品検査診断センターにおいて、平成28年度に取得したISO/IEC17025認定の再認定審査（定期認定審査）により再認定を取得し、認定検査施設を維持する。
- ・【⑤-2-2】畜産フィールド科学センターにおいて、平成25年度に乳製品工場で取得したFSSC22000及び平成28年度に搾乳施設で取得したISO22000認証を継続・維持する。また、新たに畜舎でISO22000を取得するため、家畜生産体制の整備を図る。

(教育の質の向上)

【⑥-1】教育の内部質保証システムの安定的運用を実現するため、学長を本部長とする教育推進本部において、平成28年度にアセスメント・ポリシーを明確化し、それに基づく自己点検・評価によりPDCAサイクルを機能させる。

- ・【⑥-1-1】大学教育センターにおいて、学生の学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づく、自己点検・評価を実施する。

【⑥-2】教育改革に関する基本的認識の共有及び教育方法に関する技術の向上を図るため、教職員に対するFD研修を実施し、教育改善の成果を学生の授業評価等により毎年度確認する。

- ・【⑥-2-1】FD研修年間計画に基づき、研修会型FD・非研修会型FDを実施し、教員のアンケート結果に基づいた教育技術の改善に有用な情報を提供する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【⑦-1】外国人留学生の修学環境を充実するため、北海道地区の国立大学と連携し、遠隔授業システムを活用して入学前準備教育を実施する。

- ・【⑦-1-1】連携大学間における協力体制の下、eラーニングを活用した入学前準備教育プログラムを希望する留学生に実施する。

【⑦-2】障がいのある学生に対する支援を強化するため、障がい学生支援組織を平成28年度に設置し、教育支援室、学生相談室、保健管理センターとの連携により障がいの種類に応じた教育方法、機器・施設整備方策等を企画・実施する。

- ・【⑦-2-1】特別修学支援室の組織や支援体制について、FD・SD研修を通じて教職員・学生に周知するとともに、平成29年度に実施した学生からの意見聴取結果等を踏まえ、障がいのある学生に対する具体的な支援方法の作成に取り組む。

【⑦-3】学生の自学・自習を支援するため、図書館等にアクティブ・ラーニング等を実施するための教育コンテンツ・設備を整備する。

- ・【⑦-3-1】附属図書館の改修工事に際して、附属図書館を学生の自学・自習を支援するための中心施設とするべく、施設やコンテンツの整備を行う。

【⑦-4】学生の就業力を向上させるため、平成29年度までに就職支援室と教育支援室の連携体制を担当教員の充実等により強化し、就職支援業務から得られる企業等のニーズ情報をキャリア教育、インターンシップに反映して実施する。

- ・【⑦-4-1】就職支援室と教育支援室が連携して、企業等のニーズ情報及び平成29年度に実施した学生からの意見聴取を反映させた「キャリア教育Ⅱ」及び「インターンシップ」の授業を実施するとともに、引き続き学生からの意見聴取を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【⑧】 アドミッション・ポリシーで求める学生を適切に選抜するため、多元的評価を重視した入学者選抜方法を検討し、平成30年度に大学入試センター試験を活用して新たな入学者選抜方法を導入するとともに、当該入学者選抜方法の評価・改善を実施する。

- ・【⑧-1-1】平成 32 年度から始まる新入試制度に向けて、一般選抜、学校推薦型選抜の方法等について検討を行い、平成 30 年度中に公表する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(研究水準、共同利用・共同研究体制)

【⑨-1】 獣医・農畜産分野の世界レベルの研究実績による国際研究協力を強化するため、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて、コーネル大学、ウィスコンシン大学から研究者を招聘して獣医・農畜産融合の国際共同研究を推進し、大学全体の学術論文の国際共著率を年平均40%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑨-1-1】 コーネル大学、ウィスコンシン大学との国際共同研究を 12 件以上実施するとともに、大学全体の学術論文の国際共著率 40%以上を維持する。

【⑨-2】 原虫病研究センターの共同利用・共同研究体制を充実するため、グローバルアグロメディシン研究センターの国際共同研究に参画して原虫病研究を推進するとともに、研究推進本部による研究活動の点検・評価を実施する。また、原虫病研究センターが保有する研究成果有体物の情報公開を充実するため、対象有体物を増加させ同センターのホームページに掲載するとともに、他機関を通じた情報発信を行う。

- ・【⑨-2-1】 原虫病研究センターの研究成果有体物の共同利用を推進するため、10 件以上新規登録し、有体物のデータベースを充実する。また、有体物を利用した共同研究を 10 件以上実施し、得られた研究成果を国際獣疫事務局 (OIE) が主催する国際会議等において情報発信する。
- ・【⑨-2-2】 マダニ媒介感染症対策法等の開発研究を推進するため、「マダニバイオバンク」プロジェクトの共同研究を 5 件以上実施し、関係研究者を集結した国際シンポジウムを主催する。

(成果の社会還元)

【⑩】 農業関連企業・団体、公的試験研究機関等の要請に基づく研究を推進するため、地域連携推進センターのインキュベーションオフィスに入居する企業数を平成30年度までに10社に増加するとともに、共同研究及び受託研究を充実し、大学全体の実施件数を年平均130件以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-1-1】 地域連携推進センターにおいて、インキュベーションオフィス入居企業間の連携を支援し、新たな共同研究を実施する。
- ・【⑩-1-2】 平成 29 年度に作成した研究シーズ集を常時更新するとともに、これを活用して、とち財団及び帯広市との連携により共同・受託研究先企業の発掘を行う。また、共同研究及び受託研究を引き続き合計 130 件以上実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(研究者の配置)

【⑩-1】世界の食、農畜産、公衆衛生の課題解決に貢献するため、グローバルアグロメディシン研究センターにコーネル大学、ウィスコンシン大学等から外国人研究者を招聘するとともに、国際共同研究担当の教員を配置する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-1-1】コーネル大学、ウィスコンシン大学から新たな外国人研究者を招聘するとともに、グローバルアグロメディシン研究センターに国際共同研究担当の新たな若手研究者を採用する。

【⑩-2】若手研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち40歳未満の若手教員の採用比率を年平均60%以上にする。

- ・【⑩-2-1】退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、40歳未満の若手教員の採用比率を60%以上にする。

【⑩-3】女性研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち女性教員の比率を15%以上にする。

- ・【⑩-3-1】退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、女性教員の比率を平成31年4月1日時点で13%以上にする。

(研究環境の整備)

【⑫-1】先端的な研究環境を構築するため、研究設備及び学術情報基盤の新規導入・更新を行うとともに、共用機器基盤センターにおいて研究設備の共同利用を一括管理し、当該設備の利用頻度を増加させる。

- ・【⑫-1-1】文部科学省先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)により、共用機器基盤センターを核とした共用システムを運営するとともに学内共同教育研究施設が所有する機器の共用化を推進する。

【⑫-2】若手研究者に活躍の機会を提供するため、大学独自のテニュアトラック制度を平成29年度までに整備するとともに、若手研究者の研究環境を整備するための経費を確保して配分する。

- ・【⑫-2-1】平成28年度に整備した大学独自のテニュアトラック制度により、若手研究者を採用する。
- ・【⑫-2-2】学長裁量経費において、新たに採用する若手研究者に対するスタートアップ経費及び若手研究者の外部資金獲得を支援する経費を確保して配分する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【⑬-1】獣医・農畜産分野の職業現場におけるリーダーとして組織を牽引できる人材を育成するため、既存の社会人学び直し事業について受講者のアンケート結果に基づき講習内容を改善するとともに、新規事業を実施する。

- ・【⑬-1-1】フードバレーとちか人材育成事業の各コース及び食品安全マネジメントシステムに関する社会貢献事業の各種研修を実施する。
- ・【⑬-1-2】「生産獣医療技術研修」及び「牛人工授精師技術研修」のカリキュラムの見直しを行い、「生産獣医療技術研修」において新たなセミナーを実施する。

【⑬-2】大学の高度な専門技術を地域に還元するため、畜産フィールド科学センター、動物医療センター、動物・食品検査診断センター等において、各種検査・治療等を地域住民及び関係機関に提供する。

- ・【⑬-2-1】獣医師・家畜人工授精師などを対象としたリカレント教育を行うとともに、食育や生産現場の情報を広く地域に発信する。
- ・【⑬-2-2】地域における産業動物の一次診療件数を拡充するとともに、二次診療体制を構築する。また、多発疾患及び難治疾患の診断・治療・予防法の研究開発に取り組む、成果を積極的に発信する。
- ・【⑬-2-3】動物・食品検査診断センターにおいて、動物医療センターで実施される感染症診断業務との連携により地域の動物医療の向上に資する検査業務を提供する。また、新規検査メニューの開発に向けた検査システムの整備を行うことで地域の家畜衛生の向上に貢献する。

【⑬-3】賑わいのある地域づくりに貢献するため、地方公共団体等との共同運営、経費分担等の連携により、学生主体の地域創生事業の実施件数を増加させる。

- ・【⑬-3-1】地方公共団体等と連携して、新たな地域創生事業を実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【⑭-1】獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を展開するため、世界トップクラス大学との連携事業等を推進し、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて国際共同研究を担当する教員数を30人以上にするとともに、世界トップクラス大学が実施する教育プログラムに学生を派遣する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑭-1-1】グローバルアグロメディシン研究センターにおいて世界トップクラス大学との国際共同研究を担当する教員数30人以上を維持するとともに、新たな国際共同研究課題に着手する。
- ・【⑭-1-2】平成29年度に策定した大学院畜産学研究科における学生派遣計画に基づき、コーネル大学、ウィスコンシン大学に大学院生を派遣し、共同研究に参画させる。

【⑭-2】世界の動物衛生の向上に資するため、原虫病研究センターにおいて、国際獣疫事務局（OIE）のコラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーとしての認定を維持し、家畜感染症に関する世界各国の専門家に対して研究成果、診断試薬、診断技術等を提供する。

- ・【⑭-2-1】平成29年度に公開したOIEコラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーの専用ホームページを活用し、関連活動内容、実施可能な診断検査、提供可能な試薬・技術の情報を国内外に発信する。また、OIEのスーラ・構疫の検査マニュアル改訂を主導して実施する。

【⑭-3】開発途上国に対する技術協力を推進するとともに、国際協力に資する人材を育成するため、国際協力機構（JICA）との連携事業を毎年度継続して実施するとともに、海外拠点を新たに2ヵ所設置する。

- ・【⑭-3-1】アジアにおける新たな海外教育研究拠点の開設に向けた準備を行うとともに、欧州獣医学教育認証取得大学等との学術交流協定を新たに締結する。

- ・【⑭-3-2】帯広-JICA 協力隊連携事業の第2フェーズを開始するとともに、モンゴル地球規模課題対応国際科学技術協力事業の成果を取りまとめる。また、JICAとの連携事業を継続して実施する。

【⑭-4】海外留学希望者及び外国人留学生に対する支援体制を強化するため、イングリッシュ・リソース・センターにおける英語学習支援を増強するとともに、留学希望者に対する経済的援助の対象人数の増等、留学交流を推進するための取組を実施する。

- ・【⑭-4-1】英語・第二外国語学習支援を実施するとともに、留学希望者に留学情報を提供する。また、大学間交流制度による留学希望者への新たな経済的支援方針を作成する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(ガバナンス機能)

【⑮-1】学長のリーダーシップに基づく運営体制を強化するため、第2期中期目標期間中に整備した運営体制（本部体制、学長補佐体制等）の点検・見直しを恒常的に実施するとともに、大学情報データベースの機能改善、情報収集・分析能力向上のための研修等を行い、大学情報分析室において提供する情報量を増加させ、大学のインスティテューショナル・リサーチ（IR）機能を強化する。

- ・【⑮-1-1】平成29年度に実施した運営体制に関するアンケート調査の改善意見を基に、本部体制、副理事体制の再編を行う。
- ・【⑮-1-2】IRデータベースの機能改善として、学内データの一元化を進めつつ、大学情報分析室に保有するデータ及び分析結果の共有化できる体制を整備するとともに、データベースの活用及び分析に関する学内研修を実施し、IR機能の強化を図る。

【⑮-2】社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させるため、様々な外部有識者の意見を聞く機会を平成28年度に設け、当該意見の内容及びその対応状況を毎年度公表する。

- ・【⑮-2-1】外部有識者の意見を大学運営に反映させるため、地域懇談会を開催し、その対応状況を公表する。

【⑮-3】監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、平成28年度に教職員で構成する監事支援組織を設置し、監事の重点監査事項の増加等により、監査機能を強化する。

- ・【⑮-3-1】教学面においても監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、監査室に重点監査を支援する新たな教員を配置する。

【⑮-4】大学運営業務において女性の活躍機会を増やすため、役員に女性1名以上登用するとともに、管理職員の女性比率を10%以上にする。

- ・【⑮-4-1】大学運営業務において、女性の活躍機会を増やすため、管理職員の女性比率を6%以上にする。

(戦略的な資源配分)

【⑩-1】大学の機能強化に資する優秀な人材を確保するため、年俸制、混合給与等人事・給与制度の弾力化を推進し、平成31年度までに全ての教員の給与を業績評価に基づく年俸制給与とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-1-1】優秀な人材を確保するため、平成29年度に整備した年俸制適用教員の業績評価システムを適切に運用するとともに、評価結果の検証を行う。

【⑩-2】学長のビジョンを実現し大学の機能強化を推進するため、学長裁量経費を平成31年度までに運営費交付金対象支出予算の25%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-2-1】学長裁量経費が運営費交付金対象支出予算に占める割合について、25%以上を維持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【⑪-1】大学院畜産学研究科において農畜産の幅広い知識と専門性を体得させるため、修士課程3専攻(畜産生命科学、食品科学、資源環境農学)及び博士前期課程(畜産衛生学専攻)のカリキュラム改編を平成28年度から実施し、自己点検・評価により教育科目、教育方法等を改善する。

- ・【⑪-1-1】新大学院において「HACCP科目」及び「6次産業化科目」を実施するとともに、平成30年度に修了する旧大学院の学生に対して「農畜産に関する幅広い知識と専門性の体得」についての達成度調査を実施する。

【⑪-2】獣医学及び農畜産学に関する高度な知識と研究能力を基礎として、「農場から食卓まで」に至る諸課題を国際的視野に基づき解決できる専門家を養成するため、平成31年度までに大学院畜産学研究科の博士課程を再編する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑪-2-1】平成30年度開設の大学院を、新たな制度のもとに開始する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【⑫-1】効率的・合理的な大学運営事務を行うため、北海道地区の国立大学と連携した共同事務処理を継続するとともに、新たな共同事務処理を提案する。

- ・【⑫-1-1】北海道内の国立大学等と新たな共同調達・共同事務処理の拡充について協議を行う。

【⑫-2】事務職員の適切な人事評価と専門能力の向上を図るため、平成28年度に人事評価項目を見直すとともに、職員からの意見聴取や効果の検証等によりテーマや実施方法等を見直してスタッフ・ディベロップメント(SD)研修を充実させるほか、他機関との人事交流、企業等他職種からの人材登用等を実施する。

- ・【⑫-2-1】事務職員の新たな人事評価制度を構築・運用する。
- ・【⑫-2-2】事務職員から聴取した意見等を踏まえ、研修テーマや実施方法等を見直し、SD研修を実施する。
- ・【⑫-2-3】事務職員の他機関との人事交流、企業等他職種からの人材登用等を実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【⑲-1】大学の教育研究成果を広く社会に還元することを通じて当該業務の向上に資する財源を確保するため、畜産フィールド科学センターにおける製品製造業務、動物医療センター及び動物・食品検査診断センターにおける診療・検査診断業務の効率化に向けた関連機器の整備により、収入増を目指した業務改善等を実施する。

- ・【⑲-1-1】生乳や畜大牛乳等の乳製品の品質向上と安定供給体制を維持し、学内外への広報・宣伝活動を実施する。また、飼育施設を整備し繁殖黒毛和種牛の育成や雄子牛の素牛出荷を進める。
- ・【⑲-1-2】牛ウイルス性下痢症の検査を継続し撲滅プログラムを推進する。動物・食品検査診断センターで実施する受託検査業務において、現在請け負っている受託契約の継続に加え、新規受託元の開拓を図る。
- ・【⑲-1-3】平成30年度から施行する新たな伴侶動物診療料金について、収入の推移及び業務改善効果を分析する。また、新規掲載項目の追加等により、ホームページを充実するとともに、利用者の利便性向上を図る。
- ・【⑲-1-4】産業動物診療料金の改正を行い、新料金による診療を開始する。

【⑲-2】競争的資金の獲得を推進するため、申請・採択実績を教員の業績として評価するとともに年俸制のインセンティブ額の付与等により、教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を行う。

- ・【⑲-2-1】外部資金獲得タスクフォースを運用し、競争的資金への申請及び採択実績等の情報を分析するとともに、教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を行う。また、分析結果をもとに、外部資金の獲得につながる申請書作成のスキルアップを支援する取り組み等を実施する。

【⑲-3】利息等による収益増を図るため、収支予測により策定する資金計画に基づき資金を安全確実に運用するとともに、貸付対象財産を拡充する。

- ・【⑲-3-1】利息による収益増を図るために、平成28年度に見直した収支予測の手法に基づく資金計画を策定し、余裕資金の運用を安全確実に実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【⑳-1】事務処理の効率化・合理化により経費を抑制するため、北海道地区の国立大学等との共同調達の商品目を増加させるとともに、アウトソーシングを実施する。

- ・【⑳-1-1】事務処理の効率化・合理化により経費を抑制するため、継続的に共同調達の品目増加及び更なるアウトソーシング実施の検討を行うとともに、平成29年度に策定した業務効率化方策を実施する。

【⑳-2】光熱水費等の経費を抑制するため、平成28年度にエネルギー削減計画を策定し、継続的な省エネパトロールによる節電などエネルギーの効率的な利用管理対策、省エネルギー型設備の導入等を実施する。

- ・【⑳-2-1】平成28年度に策定したエネルギー削減計画に基づき、省エネルギー対策を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【⑳】 教育研究活動の進展に応じて土地、施設等の資産を有効に活用するため、隔年毎に施設管理部門による稼働率を視点とした利用状況点検及び教育研究部門による効率的利用を視点とした自己点検を行い、必要な維持管理及び予防的な保守・点検を実施するとともに、学内外の共同利用や売却等を含めた資産の活用方法の見直しを行う。

- ・【⑳-1-1】 施設の利用状況点検や施設使用者による自己点検を実施するとともに、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、施設毎の維持管理、設備等の保守点検、予防保全等を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【㉑-1】 自己点検・評価システムを充実するため、教育推進本部、研究推進本部、国際化推進本部及び大学情報分析室を中心とした点検・評価体制及び活動状況を毎年検証し、改善する。

- ・【㉑-1-1】 平成29年度に実施した自己点検・評価システムの検証結果を基に、帯広畜産大学評価ポリシーの改訂及び教育の内部質保証体制の見直し等を行うとともに、ファクトブックを活用したモニタリング、自己点検・評価を実施する。
- ・【㉑-1-2】 平成29年度に再構築した監視体制により、獣医・農畜産分野の発表論文数からその水準の分析を行い、研究力の活性状況の評価を実施する。

【㉑-2】 自己点検・評価に必要となる大学情報の収集・分析力を高めるため、大学情報分析室の業務に必要となる機器・ソフトウェアの導入、担当教職員の増員等を行う。

- ・【㉑-2-1】 他大学のIR組織及び活動状況について調査を進め、本学のIR体制について検証する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【㉒】 大学の活動情報をわかりやすい形で情報利用者に提供するため、広報担当部署において大学ポータル等多様な媒体を通じた情報提供を行うとともに、公開・発信の方法及び内容の点検・改善を行う。

- ・【㉒-1-1】 ホームページを全面的にリニューアルする。
- ・【㉒-1-2】 広報研修の開催や他機関主催の研修参加により、広報担当者のスキルアップを図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【㉓-1】 国際水準の教育研究環境の充実及び地域・環境に配慮した施設の整備、活用を図るため、平成29年度までにキャンパスマスタープランを改訂し、既存施設の有効活用、施設の長寿命化を含めた施設整備を推進する。

- ・【24-1-1】 キャンパスマスタープラン2017に基づいた施設整備を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【25-1】 安全管理知識の習得と危機管理意識の向上を図るため、安全管理に関する規程、マニュアル等の点検・充実を不断に行うとともに、外国人対応の英語版安全マニュアルを整備する。また、各種研修、防災・災害時訓練及び安全点検を定期的実施し、教職員及び学生に適切な安全管理を徹底する。

- ・【25-1-1】 安全管理に関する規程、マニュアル等について内容を点検・充実するとともに、外国人対応の英語版安全マニュアルを拡充する。
- ・【25-1-2】 安全管理を徹底するため、安全衛生点検を定期的実施するとともに、災害時を想定した訓練や各種研修等を継続的に実施する。また、留学生等の外国人に対応する防災マップの英語版を作成する。

【25-2】 様々なリスクに迅速に対応するため、明確な役割分担に基づく防災体制を構築し、交通、防災を含めた安全点検を毎年実施するとともに、点検に基づく必要なキャンパス整備を実施する。

- ・【25-2-1】 安全管理を徹底するため、安全点検を実施するとともに、防災マップで示した危険箇所を改善するための整備を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【26-1】 研究における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止するため、文部科学省のガイドラインに基づき管理責任を明確に定めた管理体制を構築するとともに、倫理教育等を全ての研究者を対象として実施し、受講しない者には競争的資金の申請及び使用を認めないこととするなど、不正防止計画に基づき不正防止対策を計画的に実施する。

- ・【26-1-1】 平成30年度不正防止計画に基づき、全ての研究者に誓約書提出と倫理教育受講を義務付けるとともに、研修会、書面調査を実施するなどの不正防止対策を計画的に実施する。

【26-2】 教職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、法令等の新規制定や一部改正の情報を速やかに周知するとともに、全教職員を対象とする研修会を計画的に実施する。

- ・【26-2-1】 大学の業務に係る法令等の新規制定や一部改正に対し、学内規則等の整備を速やかに行い、周知徹底を図る。
- ・【26-2-2】 教職員のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を計画的に実施する。

【26-3】 情報セキュリティを強化するため、情報基盤の整備に努めるとともに、教職員及び学生に対するセキュリティ研修会を計画的に実施する。

- ・【26-3-1】 情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報セキュリティを強化する。
- ・【26-3-2】 情報セキュリティの意識向上を図るため、教職員及び学生を対象にセキュリティ研修会を実施する。

Ⅶ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

672,556 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 稲田団地の土地の一部（北海道帯広市稲田町西2線13番、17番、17-2番 3,169.98 m²）を譲渡する。
- ・ 稲田団地の土地の一部（北海道帯広市稲田町西2線19番、21番、23番 5,082.37 m²）を譲渡する。
- ・ 稲田団地の土地の一部（北海道帯広市稲田町西2線15番1,313.47 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・ 図書館改修 ・ 小規模改修	総額 111	施設整備費補助金（91） （独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（20）

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

（注2）小規模改修については、平成29年度同額として試算している。

なお、各事業年度の（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の伸展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

大学の機能強化及び獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を推進する優秀な人材を確保するため、以下の方策を講ずる。

- ・ 年俸制適用教員の業績評価システムの適切な運用、評価結果の検証等により、人事・給与制度の弾力化を推進する。
- ・ 若手教員及び女性教員を積極的に採用する。
- ・ 教職員にFD及びSD研修を計画的に実施し、専門能力の向上を図る。

（参考1）平成30年度の常勤職員数 197人

また、任期付き職員数の見込みを 27人とする。

（参考2）平成30年度の人件費総額見込み 2,255百万円

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,692
施設整備費補助金	91
補助金等収入	22
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	20
自己収入	1,033
授業料、入学金及び検定料収入	709
雑収入	324
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	362
目的積立金取崩	0
計	4,228
支出	
業務費	3,713
教育研究経費	3,713
施設整備費	111
補助金等	22
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	368
長期借入金償還金	13
計	4,228

[人件費の見積り]

期間中総額 2,255 百万円を支出する(退職手当は除く)。

(注) 「長期借入金償還金」については、償還計画に基づく所要額を計上している。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,388
經常費用	4,388
業務費	3,649
教育研究経費	1,040
受託研究費等	276
役員人件費	55
教員人件費	1,457
職員人件費	820
一般管理費	319
財務費用	5
減価償却費	414
臨時損失	0
収益の部	4,389
經常収益	4,389
運営費交付金収益	2,671
授業料収益	470
入学料収益	91
検定料収益	17
受託研究等収益	276
補助金等収益	22
寄附金収益	84
施設費収益	29
財務収益	0
雑益	324
資産見返運営費交付金等戻入	202
資産見返補助金等戻入	165
資産見返寄附金戻入	34
資産見返物品受贈額戻入	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,742
業務活動による支出	3,889
投資活動による支出	270
財務活動による支出	67
翌年度への繰越金	514
資金収入	4,742
業務活動による収入	4,116
運営費交付金による収入	2,692
授業料、入学金及び検定料による収入	709
受託研究等収入	276
補助金等収入	22
寄附金収入	92
その他の収入	324
投資活動による収入	111
施設費による収入	91
その他の収入	20
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	514

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

畜産学部	共同獣医学課程 240 人 （うち獣医師養成に係る分野 240 人） 畜産科学課程 860 人 （うち3年次編入 20 人）
畜産学研究科	畜産生命科学専攻 18 人（うち修士課程 18 人） 食品科学専攻 10 人（うち修士課程 10 人） 資源環境農学専攻 13 人（うち修士課程 13 人） 畜産衛生学専攻 29 人 （うち修士課程 15 人 博士課程 14 人） 畜産科学専攻 58 人 （うち修士課程 48 人 博士課程 10 人） 獣医学専攻 5 人（うち博士課程 5 人）
別科	草地畜産専修 60 人